

都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）の事後評価及び次期計画作成支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、山梨県県土整備部「設計業務等共通仕様書」に準拠し、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）の事後評価及び次期計画作成支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

（目的）

第2条 本業務は、「都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）」（以下「都市再生整備計画」という。）の計画期間終了にあたり、各種事業の成果を客観的に調査・検証し、効果発現の要因や今後のまちづくりのあり方を検討し、事後評価案を作成することを目的とする。また、その結果に基づいて、「都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）（第2期）」（以下「次期計画」という。）案の作成を行うことを目的とする。

（業務実績）

第3条 受注者は、過去10年以内に地方公共団体が行う都市再生整備計画の事後評価支援業務又は都市再生整備計画の作成支援業務を受託し、履行した実績を有すること。

（配置技術者）

第4条 受注者は、本業務を実施するに当たり、業務の目的を十分に理解した上で、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者及び都市再生整備計画の事後評価や都市再生整備計画の作成について十分な技量及び経験を有する者を技術者として適正に配置するとともに、高度の技術・知識を有する者を管理技術者及び照査技術者とする。

- ① 担当技術者は、前条記載の業務実績を有するものとする。
- ② 管理技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有するものとする。
- ③ 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- ④ 管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

（資料貸与及び取扱い）

第5条 発注者は、業務の実施に当たり必要な資料を受注者に貸与あるいは供与するものとし、貸与品については、破損、紛失等の事故のないよう十分に注意するとともに、業務終了後速やかに返却すること。

（作業の進捗状況の報告）

第6条 受注者は、月次毎に作業進捗状況を打合せ記録簿により発注者に報告すること。なお、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正工程表を合わせて提出するものとする。

(検査・修補)

第7条 受注者は、成果品について発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

ただし、成果物が発注者の求める水準に適合しないものとして、発注者が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとする。

2 発注者が修補の指示をした場合には、再検査の合格をもって完了とする。

(成果物の帰属)

第8条 本業務における成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。

(疑義)

第9条 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。なお、協議及び打合せ事項については、書面のやり取りをもって有効とする。

(損害賠償)

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではない。

(履行期間)

第11条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

ただし、第12条2の事後評価案は、令和6年9月30日までに監督員に提出すること。また、国への概算予算要望（概ね6月上旬～6月中旬）及び本予算要望（概ね12月下旬～1月中旬）の時期には、必要書類を調製し監督員に提出すること。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1 計画準備

業務の目的・主旨を理解し、本仕様書、「都市再生整備計画事業等評価の手引き」及び「都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱」等の内容を把握した上で、契約締結後14日(休日等含)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出すること。業務計画書に基づき、業務の内容やスケジュール等の確認を行うとともに、業務に必要な資料を収集し、整理すること。

2 事後評価案の作成

(1) 事後評価方法書の作成

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標及びその他の数値指標に関する評価値の計測方針等を検討するとともに、実施過程や効果発現要因、今後のまちづくり方策等を評価・分析する上での手法・手順・体制等の方針を検討・調整し、それらの内容を記載した方法書を作成する。

(2) 事後評価原案の作成

① 成果の評価

都市再生整備計画に記載した事業（基幹事業・関連事業）の実施状況を確認するとともに、所定の統計データに基づき目標を定量化する指標の達成状況を検証する。また、設定した数値目標以外の指標での効果や定性的な効果についての考察も行う。

② 実施過程の評価

都市再生整備計画の数値目標の達成や事業の実施過程において、「モニタリングの実施」、「官民連携による取組の実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」に関して、どのような取り組みが行われてきたかを整理する。

③ 効果発現要因の整理

効果発現要因として、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか等をチェックするとともに、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の状況や達成見込みとの関連性など、効果発現の要因や今後の活用又は改善の方針等について整理する。

④ 今後のまちづくり方策の作成

実施過程の評価、効果発現要因の整理等の内容を踏まえ、地区に残された問題や事業実施に伴って新たに発生した問題に対する課題等の検討を行うとともに、今後必要となるまちづくりの取り組みや具体的な施策・事業等について幅広く検討する。

(3) 公表資料の作成

国へ提出する事後評価の資料や市民への公表資料を完成させる。

3 次期計画案の作成

(1) 都市再生整備計画の目標、整備方針等の検討

① 都市再生整備計画の目標、整備方針等の検討

「甲府市立地適正化計画」や本業務で実施する事後評価を踏まえ、都市再生整備計画区域の検討を行うとともに、都市再生整備計画区域におけるまちづくりの経緯や現状、解決すべき課題、まちづくりの目標、都市機能配置の考え方等を整理する。また、目標の実現に向け、計画区域の整備方針を設定し、関連する交付対象事業を整理する。

② 滞在快適性等向上区域の検討

甲府城周辺地域活性化基本計画等の関連計画や実際の人流を踏まえ、歩行者回遊ルートや道路空間のあり方を整理し、滞在快適性等向上区域案の選定や同区域内の課題や必要とされる施策の検討を行う。

(2) 目標を定量化する指標の検討

交付対象事業の実施による整備効果や目標の達成状況を客観的に評価する定量的指標の検討を行うとともに、具体的な数値目標の設定に係る検討を行う。

(3) 都市再生整備計画等の作成

(1)、(2)の内容を基に、次期計画及び添付書類等を作成する。なお、計画内容に関する国及び山梨県からの問い合わせや質疑事項に関する対応もこれに含むものとする。

(4) 費用便益比の算出

交付対象事業における施設整備に係る費用便益の分析を行う。なお、施設については、遊亀公園及び附属動物園とし、国土交通省の大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに基づき再評価を行う。

4 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、打合せ協議を実施するものとする。協議回数については、初回（業務着手時）、中間3回、成果品納品時の計5回とするが、疑義等が生じた際は適宜実施するものとする。なお、協議内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、発注者と受注者は相互に確認しなければならない。

5 業務報告書の作成

事後評価案及び次期計画案の作成に関わる各種検討結果、収集した資料をとりまとめた報告書の作成を行う。成果品は以下の通りとする。

1. 業務報告書（A4版） 2部（正本1部 副本1部）
2. その他資料 1式（打合せ簿等その他資料）
3. 電子データ 1部（報告書：PDF 及び word、excel）
4. その他、発注者が指示するもの

6 貸与資料

本業務における貸与資料は、以下のとおりとする。

1. 都市再生整備計画策定支援業務委託（甲府駅周辺地区）
2. 都市再生整備計画（甲府駅周辺地区）及び添付書類